

消費税の取扱い ～公益法人等の消費税①

(ポイント)

○公益法人等に係る消費税の納税義務等について理解する

1. 納税義務の有無

消費税においては、法人税に係る収益事業とは無関係に、消費税法上の課税取引(対価性のある取引)が対象となる。消費税の納税義務は、基準期間(原則として前々事業年度)の課税売上高が1,000万円超もしくは課税事業者を選択した場合または特定期間(その事業年度の前事業年度開始の日以後6カ月の期間)における課税売上高が1,000万円超の場合に発生する。

2. 課税事業者の選択

公益法人等においても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、消費税の納税義務が免除されるが、設備投資などを行った場合において、消費税の還付を受けたい場合などは、選択により課税事業者となることができる(図1)。

3. 納税額の計算

消費税の納税にあたっては、預かった消費税から、支払った消費税を控除した差額を納付(マイナスの場合は還付)するのが原則だが、課税売上高が5億円を超える場合または課税売上割合が95%未満の場合には、控除する消費税について調整計算が必要となる。

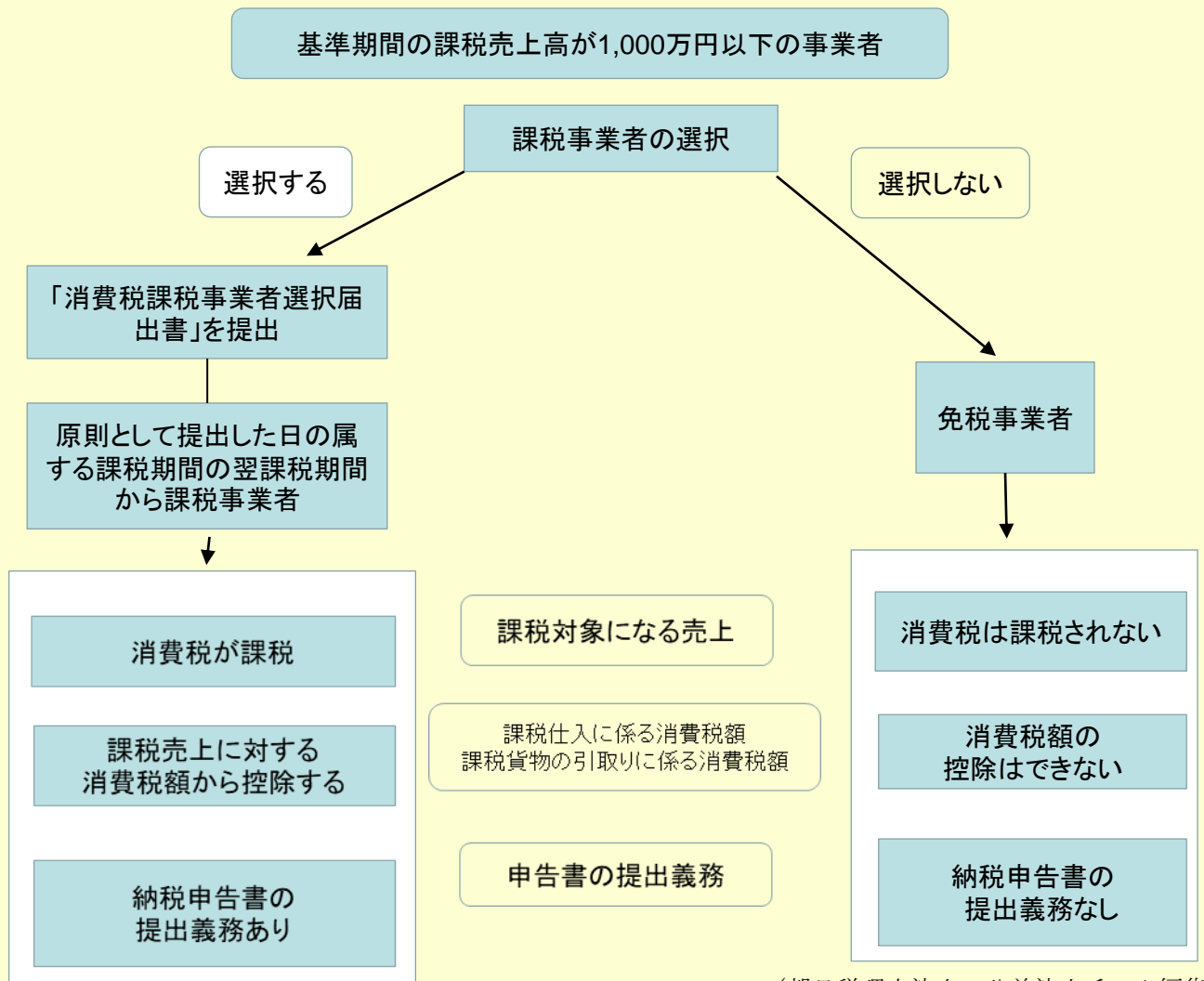
一定の中小法人は、仕入控除税額を預かった消費税から自動計算する簡易課税制度を選択することもできる。簡易課税制度を選択した場合には、支払った消費税を集計する必要がないため、上記課税売上割合の調整計算及び公益法人等における特定収入に係る課税仕入等の税額の調整計算は不要となる。

(裏面に続く)



消費税の取扱い ～公益法人等の消費税①

【図1】課税事業者の選択



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<3月決算の状況>

公益法人等の多くは3月決算であり、決算業務も終盤を迎えていることと思われる。決算にあたっては、ここ数年のコロナ禍の下、財務3基準の遵守のために対応を図ってきた法人も多く見られていた。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着きを取り戻しつつあり、公益目的事業又は収益事業の規模の縮小化が図られていた公益法人においても、それら事業の再開等が見受けられてきている。この結果が、今後、公益目的事業や収益事業の事業規模に大きな影響がある法人においては、それら事業の再開等の影響が財務3基準にも影響を与えることとなる。例えば、公益目的事業よりも収益事業の回復が大きい法人等においては、公益事業の実施費用額が全社の費用額に占める割合が小さくなり、公益目的事業比率が低下することも考えられる。このため、財務3基準を遵守していくにあたっての対応策の要否を確認していくことが望まれる。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。